

健康食品の製造・販売等の虚偽告知・流布に対する損害賠償等請求事件：東京地裁平成 21(ワ)34497・平成 25 年 3 月 28 日（民 46 部）判決〈請求認容〉

【キーワード】

不競法 2 条 1 項 14 号（虚偽事実の告知・流布），不競法 3 条 1 項・4 条（差止・損害賠償請求）

【主 文】

- 1 被告は，第三者に対し，次の事実を文書，口頭又は通信により告知又は流布してはならない。
 - (1) 原告が保健所から商品の回収命令があった事実を隠蔽したこと
 - (2) 原告が通関書類において商品の原料の産地を偽装したこと
 - (3) ユナイテッドミネラルズ社が保有する鉱山は，米国の「採掘特許権（Patented Mining Claim）」が設定されていないがゆえに有用な鉱物を含んでおらず，無価値であること
 - (4) ユナイテッドミネラルズ社が保有する鉱山は十数メートルしか採掘されていないこと
- 2 被告は，原告に対し，220 万円及びこれに対する平成 21 年 1 月 27 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は，これを 10 分し，その 3 を被告の負担とし，その余を原告の負担とする。
- 5 この判決の第 1 項及び第 2 項は，仮に執行することができる。

【事案の概要】

本件は，健康食品の製造，販売及び輸出入等を業とする原告（株式会社ゼネシス）が，原告の元従業員であり，原告を退職後に原告と競争関係にある会社の取締役を務めていた被告 B に対し，被告が原告の顧客等に対し別紙目録記載の各事実を記載した文書を配布し，又は口頭でその記載内容を告げた行為が，原告の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知又は流布（不正競争防止法 2 条 1 項 14 号）に当たる旨主張して，不正競争防止法 3 条 1 項に基づき，被告の上記行為等の差止めを求めるとともに，同法 4 条に基づき，損害賠償を求める事案である。

【判 断】

- 1 不正競争防止法 2 条 1 項 14 号の不正競争行為の成否（請求原因イ関係）
 - (1) 前提事実
請求原因ア，イ(イ) a(a)，b(a)，c(a)，d(a)及び e(a)の各事実は，

当事者間に争いが無い。

上記争いのない事実と証拠（甲1ないし7，10ないし17，19，26，27，33，41ないし45，乙7，11，17，19（枝番のあるものは枝番を含む。）、証人E，原告代表者A，被告本人）及び弁論の全趣旨を総合すれば，本件の経過等として，以下の事実が認められる。

ア(ア) Dは，米国ユタ州で古代植物堆積層（ヒューミックシェール）から植物ミネラルの原料を採掘することを業とする米国法人のMR社（Miracle Rock Mining and Research L.L.C）と，その原料から植物ミネラルを抽出（製造）し，販売することを業とする米国法人のライブ・アース社（Live Earth Products, Inc.）を経営している。

(イ) Cが経営する米国法人のロックランド社（The Rockland Corporation）は，1986年（昭和61年），MR社との間で，ヒューミックシェールの採掘と植物ミネラルの抽出に関する契約を締結し，ロックランド社が採掘・抽出の費用を負担し，MR社が採掘し，ライブ・アース社が抽出した植物ミネラルを，ロックランド社において独占販売するようになった。

また，MR社が採掘する鉱山は，ロックランド社（The Rockland Corporation）の名称にちなんで，「THE ROCKLAND MINE」（ロックランド鉱山）と称されるようになった。

その後，MR社とロックランド社との間で，MR社が採掘する鉱山のリース権が，MR社からロックランド社に譲渡されたかどうかを訴訟で争いとなり，2000年（平成12年）ころ，同鉱山のリース権は，MR社が保有する旨の裁判所の判断がされた。

これを受けてロックランド社は，2002年（平成14年），同社がユタ州からリースを受けていた別の鉱山を「THE ROCKLAND MINE」（ロックランド鉱山）と名付け，その鉱山から植物ミネラルの原料の採掘を開始した。

Cは，同年，ロックランド社のオクラホマ州タルサ所在のボトリング工場及び本社機能を受け継ぐ形でTRCニュートリショナルラボラトリーズ社（TRC Nutritional Laboratories）を，また，ロックランド社のユタ州エミリー所在の採掘現場及び抽出工場を受け継ぐ形でTRCミネラルズ社（TRC Minerals, Inc.）をそれぞれ設立した（以下，ロックランド社，TRCニュートリショナルラボラトリーズ社及びTRCミネラルズ社を「TRC社」と総称する。）。

イ(ア) 原告の創業者で，代表取締役社長のFは，平成14年8月ころ，TRC社から，同社が採掘及び抽出した植物ミネラルを含有する清涼飲料水，化粧品等の商品を直接輸入し，これを原告の会員組織に登録した会員に販売する連鎖販売取引を開始した。原告の会員組織は，会員が原告の商品を購入する新たな会員を原告に紹介することにより拡大する形態をとり，紹介された会員は，紹介をした会員の直下の会員に位置付けられ，更に当該会員が新た

な会員を原告に紹介すると、紹介された会員は、当該会員の直下の会員に位置付けられ、これを繰り返すことにより会員の裾野が広がるピラミッド型の仕組みを取っている。

すなわち、原告の会員は、8ランクで構成され、最初は最下位のランクから出発し、紹介実績、購入実績等の一定の条件を満たすごとにランクが上位に上がり、会員は、自己を基点とする下位会員（直下会員である必要はない。）が原告から商品を購入すると、その購入代金から原告の定めた計算方法により算出された「ボーナス（報酬）」（特定利益）の支給を受ける。このような特定利益を得られることが誘因となって会員による新しい会員の勧誘が行われ、原告の会員組織が拡大するとともに、原告の商品販売による収益も上がる仕組みとなっている。

(イ) Fは、原告における植物ミネラルを含有する商品の販売事業を開業するに当たり、かつて同じ企業で共に仕事をしていた被告に原告の事業に参加するよう要請した。被告は、平成14年、原告との間で、コンサルタント契約を締結し、原告の副社長に就任した。以後、被告は、原告の営業責任者として、原告の会員の獲得、育成等のために、全国各地で、原告の商品、報酬制度の説明などを行うようになった。

ウ 原告がTRC社から植物ミネラルを含有する商品を輸入するに当たり厚生労働省検疫所に提出した食品衛生法に基づく食品等輸入届出書に添付の「ユタ・プラント・ディライブド・ミネラル製造工程」と題する書面（乙7）には、「The Rockland Corporation（以下「TRC」とする。）におけるユタ・プラント・ミネラルの製造およびボトリング工程の概要は、以下に示す通りである。」、「我々はアメリカ合衆国ユタ州エマリーにあるRockland鉱山よりヒューミックシェール（Humic Shale：腐食泥板岩のようなもの）を採鉱する。」、「ステップ1 ピートモス（注釈：泥炭を形成するコケ類のこと）のように見えるヒューミックシェールは、ユタ州エマリーのRockland鉱山より採鉱される。…」、「ステップ2 ミネラル製造施設では、採鉱したヒューミックシェールを大きなタンクに入れ、精製水に浸すことによってプラント・ミネラルを抽出する。ミネラル抽出の際、溶剤・酸、あるいは他の化学物質は一切使用しておらず、冷水のみ使用している。このように、精製された冷水のみを使用することにより水溶性のミネラルだけを抽出することができる。」、「ステップ3 水溶性のプラント・ミネラルが水に溶解した後、その水を他のタンクに移し、非植物ミネラルの固体を沈殿させ除去する。数回の沈殿・除去作業の後…ろ過されたミネラル水は、アメリカ合衆国オクラホマ州タルサにある我々の本社・パッケージ工場に輸送する。…」、「ステップ4 ボトリング開始前に、ユタ・プラント・ミネラルの品質、およびその他すべてのパッケージ機材が使用可能であることを確認し、すべての機材を消毒する。…」、「ステップ5 ユタ・プラント・ミネ

ラルは、無菌となるようボトリングする。…」、「ステップ6 ボトルの中に適量を注入し、さらに新鮮さを保つために上部に窒素を充填後、封をする。…」、「ステップ7 完成品の中からサンプルテストを実施し、製品の微生物チェックをする。」、「ステップ8 製品内の微生物等が許容範囲内であることを確認後、製品を発送する。」、「上記工程は、それぞれのステップにおいて厳密に監視され、記録される。すべての完成品は、固有のロット番号と有効期限がコードする。」などの記載がある。

エ(ア) 平成15年5月16日、原告の販売する植物ミネラル水(清涼飲料水)(ロット番号2185B,同年4月3日ロックランド社から輸入)について、福岡市城南区保健所に健康被害(下痢)の苦情が寄せられた。

新宿区保健所は、上記苦情を端緒として調査を開始し、同年5月27日、原告から、ロット番号2185Bの植物ミネラル水と同日にロックランド社から輸入したロット番号2185Cの植物ミネラル水について成分規格及び細菌検査を実施するため、そのサンプルを収去した。その際、原告は、ロット番号2185Bの植物ミネラル水は既に完売済みである旨説明した。

新宿区保健所は、東京都健康安全研究センターが行った上記ロット番号2185Cの植物ミネラル水の検査の結果、カドミウムが0.2ppm検出されたことから(基準は、「検出しない(検出限界:0.1ppm以下)」)、同年6月20日、上記ロット番号2185Cの植物ミネラル水が平成17年法律第42号による改正前の食品衛生法(以下「旧食品衛生法」という。)7条2項に違反するとの認定をし、その旨を原告に連絡した。

(イ) a 原告は、平成15年7月31日付けで、新宿区保健所長に対し、旧食品衛生法7条2項違反の指摘のあったロット番号2185Cの植物ミネラル水の在庫を確認し、同在庫については同保健所からの指示があるまで保管することとし、販売済みの商品(ロット番号2185Cの植物ミネラル水)については自主回収することとしたこと、今後ロット番号2185C以外の国内在庫品を販売する場合、ロット番号ごとに成分が完全に均一化されているものでなく、成分に誤差があることを考慮して、原液を「10倍程度希釈」という飲み方についての注意書きを記載した訂正シールを商品に貼付してから販売することにしたこと、今後輸入するものについては、飲み方と関係法令に抵触した部分を訂正した原版を新たに作成し、貼付してから販売することとしたことなどを記載した答申書(甲17の1)を提出した。

b 原告がその会員に宛てて送付した平成15年7月16日付け「商品回収のお願い」と題する書面(甲17の2)には、次のような記載がある。

「先だっては、お忙しい最中にもかかわらず、在庫本数の確認作業をご協力くださり誠にありがとうございました。さらに昨日保健所より、現在皆様のお手持ちで未開封弊社商品の回収指示がございました。以下の方法に

て回収させていただきたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

1. 既に開封および未開封の製品の本数をご連絡いただいております。前回すでに所有本数をご報告いただいているにもかかわらず再度、在庫の内訳をご連絡いただくのは大変心苦しいのですが、同封のハガキにて再度ご協力よろしくお願い申し上げます。なお、締め切りは今年の7月末日とさせていただきます。

2. 返送いただいた1.のハガキの内容にもとづき、弊社が依頼しました宅配業者が引き取り先へ出向きまして以下のようにさせていただきます。

(1) 未開封商品は代替の商品と交換させていただきます。

(2) 既に開封してある商品は適正に記載された飲み方のラベルにもとづいてご愛飲願います。また宅配業者がお持ちする商品に同封した適正に記載されたラベルシールを今までのラベルの上にお貼り付け願います。」

(ウ) a 原告は、平成15年12月16日、新宿区保健所の食品衛生監視員の立会いの下、旧食品衛生法7条2項違反との認定を受けた植物ミネラル水96本(1本1リットル、合成樹脂製容器詰)を任意に廃棄した。

b その間の平成15年10月ころ、原告は、原告の会員から、原告の販売するロット番号3109Aの植物ミネラル水について、開封した後あまり時間が経過しないうちに、黒い浮遊物や濁りが出てくるという問合せを受けた。

原告が、商品の製造元に確認をしたところ、それは酵母のようなものであるとの説明であったので、原告は、上記問合せをしてきた会員に対し、その旨の回答をした。また、原告が何回かにわたって原因を調査したところ、かびが検出されたこともあったので、原告は、原告の上位ランクの会員に対し、その旨を伝えた。

しかし、この問題について、原告が、保健所から行政指導や行政処分を受けたことはなかった。

オ 平成16年6月22日、Fが死亡し、同月28日、Fの子の原告代表者Aが、原告の代表取締役社長に就任した。

カ(ア) MR社は、2005年(平成17年)8月2日、「THE ROCKLAND MINE」の商標について、指定商品を「ヒューミックシェール及びその派生物」、指定役務を「ヒューミックシェール及びその派生物の調整及び精製」として、米国特許商標庁から、商標権の設定登録(登録番号・2980363)(甲16)を受けた。

(イ) TRC社とMR社は、2006年(平成18年)3月28日、同年4月30日をもって、TRC社が、MR社の保有する「THE ROCKLAND MINE」(ロックランド鉱山)の登録商標と同一又は類似する標章を使用しないこと等を内容とする和解をした。

TRC社は、同社が採鉱する鉱山の名称を「TRC MINE」(TRC鉱山)

と変更した。

キ(ア) 被告は、平成19年8月、原告代表者Aに対する不信等を理由に、原告の副社長を退任し、原告と被告間のコンサルタント契約は解除された。

(イ) 原告は、2008年(平成20年)に、原告の100%子会社として、米国ユタ州で米国人のユナイテッドミネラルズ社(United Minerals)を設立した。そのころ、ユナイテッドミネラルズ社は、TRC社の資産を全て買収して、原告の販売する商品の植物ミネラルの採掘及び抽出を開始するようになった。

ク(ア) 被告は、平成20年5月ころ、知人の紹介で、食料品、清涼飲料水の製造及び販売等を目的とするLEJの代表取締役であるGと面会した。

(イ) 被告は、平成20年夏ころ、植物ミネラルについての調査をするために渡米して、MR社のDと面会し、MR社の製造する植物ミネラルとTRC社が製造する植物ミネラルに関する説明を受けた。

その後、被告は、Gに対し、LEJがMR社から植物ミネラルを含有する商品を輸入し、これを日本国内で販売をする取引を持ちかけ、平成21年1月10日、LEJとの間でコンサルタント契約を締結した。また、被告は、同日、LEJの取締役に就任した。

ケ(ア) 被告は、原告と被告間の前記キ(ア)のコンサルタント契約の解除後も、原告から、被告の下位会員の購入実績等に応じてボーナスの支給を受けていたが、平成21年1月22日、原告代表者Aから、上記ボーナスの支給を停止する旨の書簡の送付を受けた。

被告は、同月25日、甲2文書を作成し、原告代表者Aに送付し、また、そのころ、甲2文書を数名の原告の会員組織の上位ランクの会員に配布した。

さらに、被告は、同じ時期に、甲5文書及び甲6文書を作成し、数名の原告の上位ランクの会員に配布し、その記載内容について説明した。例えば、原告の最上位ランクの会員であるEは、同月22日、被告の要請を受けて、被告と面会し、甲5文書及び甲6文書を見せられ、その記載内容について説明を受けた。なお、被告は、甲6文書の内容を補足する関連図として甲5文書を位置付けており、会員に説明する際には、常に甲5文書と甲6文書をセットとして示して、その記載内容を説明した。

(イ) 原告の代理人弁護士は、平成21年2月14日到達の内容証明郵便で、被告に対し、本件各文書に記載された内容が、原告の商品にあたかも瑕疵が存し、原告が虚偽の事実を公表し、真実を隠蔽しているかのような印象をその会員らに与え、原告の商品及び会社自体の信用を著しく低下される効果をもたらすものにほかならないなどとして、被告の行為によって、原告に損害の発生が確認された場合には、不正競争防止法あるいは不法行為規定その他関係法令に基づき、被告に対して損害賠償請求を行う考えがある旨を通知(甲3)した。

(ウ) 原告は、平成21年9月29日、被告及びL E Jに対し、本件訴訟を提起した。

(エ) L E Jは、平成23年4月に、被告とのコンサルタント契約を解除し、その後、被告は、同年7月ころ、L E Jの取締役を退任した。

この間の同年5月12日、原告は、本件訴訟のうちL E Jに係る部分の訴えを取り下げ、L E Jはこれに同意した。

(2) 「営業上の信用を害する虚偽の事実」該当性

被告が原告の上位ランクの会員に対して本件各文書を配布し、その記載内容を説明したことは、前記(1)ケ(ア)認定のとおりである。

そこで、本件各文書の記載事項(請求原因イ(イ)a(a), b(a), c(a), d(a)及びe(a))が原告が主張する原告の「営業上の信用を害する虚偽の事実」(不正競争防止法2条1項14号)に該当するかどうか(同イ(イ)a(b), b(b), c(b), d(b)及びe(b))について順次判断する。

ア 「原告が保健所からの回収命令の事実を隠蔽したこと」に係る記載(請求原因イ(イ)a)について

(ア) 甲5文書の1枚目下段には、「国内販売」として、「ゼネシス社(A)」、「汚染商品で販売停止処分 ロットNo. 告示せず(隠ぺい?)」との記載がある。

また、甲6文書の2頁8行~21行には、「日本国内汚染商品大量流出すぐに日本でも汚染商品問題が発生しました。黒かびはじめバクテリア(バクテリア名ロードテリウム)によると思われるピンク色の商品など様々なものが出回りました。食品製造業界では考えられない大問題です。役所へ提出した製造工程表に記された低温殺菌などが行われず、出荷前の検査もなされていないという「ずさんな管理体制」というのが業界専門家の見解です。しかし当時ゼネシス社現代表者は「タルサ工場を訪問するたびに施設は新しくなり、ますます発展している」という情報のみをディストリビューターのリーダーに語っていました。汚染商品は福岡の保健所から新宿保健所に連絡がありゼネシス社は販売停止処分を受けました(新宿保健所に記録あり)。そのロット商品は回収せず、事実を告知せず隠ぺいしたのは明白です。その後しばらく汚染商品の指摘は続きましたが、そのたびに酵母と説明し、カビやバクテリアという見解を明白にすることはありませんでした。ゼネシス社代表者は今年(2009年)の新年のあいさつでもディストリビューターのリーダーに、「これまで(創業以来)の商品はすべてロットで検査しているからそのような問題(汚染商品)は無い」と、その事実をいっさい告げず、最近の商品にいたっては、黒かびはお客さんの保存に問題があるとの主張のみを強調し始めています。」との記載がある。

(イ) 甲6文書の前記(ア)の記載中には、黒かびをはじめバクテリア(バクテリア名ロードテリウム)が原因と思われる原告の汚染商品が日本国内に出

回ったことから、福岡の保健所から新宿区保健所に連絡があり、原告は、それを理由に販売停止処分を受けたが、販売停止処分の対象となったロット商品を回収せずに、顧客に対し、事実を告知せず隠蔽したという事実が記載されており、かかる事実は原告の営業上の信用を害するものである。

また、甲5文書の前記(ア)の記載は、甲6文書の前記(ア)の記載と併せて読めば、原告は、黒かびをはじめバクテリア(バクテリア名ロードテリウム)が原因と思われる汚染商品が出回ったことを理由に販売停止処分を受けたが、その販売停止処分の対象となった汚染商品のロット商品番号を顧客に告知せず、隠蔽したという事実を述べたものであって、かかる事実は、原告の営業上の信用を害するものである。なお、甲5文書の前記(ア)の記載には「(隠ぺい?)」というように「隠ぺい」の後に疑問符の「?」が付されているが、甲6文書の前記(ア)の記載と併せて読めば、単に疑問を呈したというにとどまらず、隠蔽したという事実を断定的に述べたものといえる。

しかるところ、前記前提事実によれば、平成15年5月に、原告の販売する植物ミネラル水(ロット番号2185B)について、福岡市城南区保健所に健康被害(下痢)の苦情が寄せられたことを端緒として、新宿区保健所が、調査を開始し、ロット番号2185Bの植物ミネラル水と同日にロックランド社から輸入されたロット番号2185Cの植物ミネラル水について成分規格及び細菌検査を実施した結果、「カドミウム」が検出されたことから、同年6月20日、ロット番号2185Cの商品について旧食品衛生法7条2項違反の認定をし、原告に対し、その旨を伝え、上記商品の回収指示をしたこと、原告は、上記回収指示を受けて、原告の会員に対し、ロット番号2185Cの商品について開封及び未開封の商品の本数を原告に連絡するよう求め、さらには、同年7月16日付け「商品回収のお願い」と題する書面(甲17の2)を送付し、同書面において、保健所から未開封商品の回収指示があったこと、会員の手持ちの未開封商品については代替商品と交換し、既に開封してある商品については新たな「飲み方のラベル」の記載に従って愛飲するようお願いする旨を述べていること、原告が新宿区保健所長に提出した答申書(甲17の1)によれば、新たな「飲み方のラベル」には、原液を「10倍程度希釈」して飲む旨の注意書きが記載されていること、原告が、同年10月ころ、原告の会員から、原告の販売するロット番号3109Aの植物ミネラル水の商品について、開封した後あまり時間が経過しないうちに、黒い浮遊物や濁りが出てくるという問合せを受け、製造元に確認し、それは酵母のようなものである旨の回答をし、また、原告による原因調査の結果、かびが検出されたこともあったので、その旨を原告の会員に伝えたこともあったが、この黒い浮遊物や濁りの問題について、原告が保健所から行政指導や行政処分を受けたことはなかったことが認められる。

上記 ないし によれば、甲5文書及び甲6文書に記載された、原告が黒

かびをはじめバクテリアが原因と思われる汚染商品が出回ったことを理由に販売停止処分を受けたが、販売停止処分の対象となった汚染商品のロット商品番号を顧客に告知せず、隠蔽したという事実は、真実に反するものであり、「虚偽の事実」(不正競争防止法2条1項14号)に該当することが認められる。

(ウ) a これに対し被告は、原告が、福岡市城南区保健所に健康被害の苦情が寄せられたロット番号2185Bの商品については、回収も検査もされていないこと、原告の会員に上記商品のロット番号が開示されていないことは事実であるから、甲5文書における「ロット番号を告示せずに隠蔽した」旨の記載は、虚偽の事実ではない旨主張する。

しかしながら、甲5文書の前記(ア)の記載は、甲6文書の前記(ア)の記載と併せて読めば、原告が販売停止処分を受けた黒かびをはじめバクテリアが原因と思われる汚染商品のロット番号を告知せずに、隠蔽した事実を述べたものであって(前記(イ))、福岡市城南区保健所に健康被害の苦情が寄せられたロット番号2185Bの商品のロット番号を原告の会員に開示しないことを捉えて、「ロット番号を告示せずに隠蔽した」旨の記載をしたものではないことは明らかであり、また、原告がロット番号2185Bの商品について保健所から回収指示その他の行政指導や行政処分を受けたことを認めるに足りる証拠はないから、被告の上記主張は、その前提において、失当である。

b また、被告は、甲6文書の記載は、平成15年春ころに、原告の商品に、黒い藻や白い浮遊物が混入していたり、ピンクに変色していたり、開封直後に異物が確認されたり、異臭がするなどの異変が生じており、これに対して原告の会員から苦情が殺到しているにもかかわらず、原告が適切な対応をしていないことを指摘したもので、その内容は真実である旨主張する。

しかしながら、甲6文書の前記(ア)の記載について原告が虚偽であると主張している事実は、原告が保健所から商品の回収命令があった事実を隠蔽したことであり、被告の上記主張は、それ自体原告の主張する事実が真実に合致することを述べたものではない点において失当であり、また、原告は、平成15年10月ころ、原告の会員から、原告の販売するロット番号3109Aの植物ミネラル水の商品について、黒い浮遊物や濁りが出てくるという問合せを受けたことはあったが、この黒い浮遊物や濁りの問題について、原告が保健所から行政指導や行政処分を受けたことはなかったのであるから、この点においても、被告の上記主張は、失当である。

他に前記(イ)の認定を覆すに足りる証拠はない(なお、被告が原告の商品(植物ミネラル水)にカビやバクテリアが混入していることの立証のために提出したH博士作成の報告書(乙10)は、2005年(平成17

年) 5月2日に作成されたものであって、平成15年当時に日本国内で販売されていた原告の商品を対象とするものではないのであるから、その報告書の内容の真偽を検討するまでもなく、前記(イ)の認定を左右するものではない。)。

(エ) 以上によれば、甲5文書の前記(ア)の記載及び甲6文書の前記(ア)の記載が原告の営業上の信用を害する虚偽の事実にあたることの請求原因イ(イ) a (b)の事実が認められる。

イ 「原告が通関書類を偽装したこと」に係る記載(請求原因イ(イ) b)について

(ア) 甲5文書の1枚目下段には、「国内販売」として、「ゼネシス社(A)」、「通関書類にロックランド鉱山から供給と表記(偽造/違法?)」との記載がある。

また、甲6文書の2頁2行~7行には、「この時期にCとゼネシス社との取引が始まりました。ゼネシス社が輸入の際に検疫所から許可をいただくために製造工程表を提出したのですが、「ロックランド鉱山よりヒューミックシェールを採鉱する」表記しました(資料5参照)。しかしこの時点でゼネシス社には、「ロックランド鉱山ではなくTRC鉱山から供給する」とCから説明を受けていました。ゼネシス社が意図的に「ロックランド鉱山」と表記したかどうかは分かりませんが、事実とは異なり、Dは産地偽造の違法行為であると認識しています。」との記載がある。

(イ) 甲6文書の前記(ア)の記載は、原告が原告の商品を輸入する際に検疫所に提出した「製造工程表」に「ロックランド鉱山よりヒューミックシェールを採鉱する」と表記することによって、商品の原料を採掘した鉱山の名称が「ロックランド鉱山」であることを示したが、実際には、原告の商品の原料を採掘した鉱山の名称は「ロックランド鉱山」ではなく、「TRC鉱山」であるという事実を述べるとともに、その事実を前提として、原告が原料の産地偽装(産地偽造)の違法行為を行っているという被告の意見ないし論評を表明したものであって、原告の営業上の信用を害するものである。もっとも、甲6文書の前記(ア)の記載中には、「Dは産地偽造の違法行為であると認識しています」との記載があり、あたかも上記意見ないし論評はDの意見ないし論評であるかのような表現をしているが、他方で、上記記載中に、原告が「ロックランド鉱山ではなくTRC鉱山から供給する」とCから説明を受けていたことを明確に指摘する記載があることに照らすならば、上記意見ないし論評は、Dのみならず、被告自身の意見ないし論評を述べたものといえる。

また、甲5文書の前記(ア)の記載は、甲6文書の前記(ア)の記載と併せて読めば、原告が、原告の商品を輸入する際に通関書類(「製造工程表」)に原告の商品の原料をロックランド鉱山から供給と表記することによって、産

地偽装の違法行為を行ったという被告の意見ないし論評を表明したものであって、原告の営業上の信用を害するものである。なお、甲5文書の前記(ア)の記載には「(偽造/違法?)」というように「偽造/違法」の後に疑問符の「?」が付されているが、甲6文書の前記(ア)の記載と併せて読めば、単に疑問を呈したというにとどまらず、産地偽装の違法行為を行ったという被告の意見ないし論評を断定的に述べたものといえる。

しかるところ、前記(1)ウ認定のとおり、原告がTRC社から植物ミネラルを含有する商品を輸入するに当たり厚生労働省検疫所に提出した食品衛生法に基づく食品等輸入届出書に添付の「ユタ・プラント・ディライブド・ミネラル製造工程」と題する書面(乙7)には、「我々はアメリカ合衆国ユタ州エマリーにあるRockland鉱山よりヒューミックシェール...を採鉱する。」との記載があり、この記載は、上記商品の原料を採掘した鉱山の名称が「ロックランド鉱山」であることを示すものといえる。また、乙7の1頁ないし3頁の各上部に、「05-3-23:10:39AM:」、「横浜物流(株)」とのファックス送信情報の記載があることからすると、乙7は、平成17年(2005年)3月23日ころ使用された書面であることがうかがわれる。

一方で、前記前提事実によれば、原告がCが経営するTRC社(ロックランド社)からその製造する植物ミネラルを含有する商品の輸入を始めた平成14年当時において、TRC社は、MR社が採掘する「ロックランド鉱山」という名称の鉱山から原料の供給を受けていたものではないが、それとは別の「ロックランド鉱山」という同じ名称の鉱山から原料を採掘していたこと、TRC社は、MR社が平成17年8月2日に米国で「THE ROCKLAND MINE」の商標について商標権の設定登録を受けた後、平成18年3月28日に、MR社との間で、同年4月1日をもってTRC社が「THE ROCKLAND MINE」と同一又は類似する標章を使用しないこと等を内容とする和解をし、同社が採掘する鉱山の名称を「TRC MINE」(TRC鉱山)と変更したことが認められる。

上記及びに照らすならば、原告がTRC社から植物ミネラルを含有する商品の輸入を開始した平成14年からTRC社がMR社との上記和解により「THE ROCKLAND MINE」と同一又は類似する標章を使用しないこととした平成18年4月1日の前日までの間において、上記商品の原料を採掘する鉱山の名称は、「THE ROCKLAND MINE」(ロックランド鉱山)であったといえるから、原告の商品の原料を採掘した鉱山の名称は「ロックランド鉱山」ではなく、「TRC鉱山」であるという事実は真実に反するものであり、また、原告が、原告商品を輸入する際に通関書類(「製造工程表」)に商品の原料をロックランド鉱山から供給と表記することによって産地偽装の違法行為を行ったとの点は、その前提となる事実が真実に反するものであって、

乙7における「我々はアメリカ合衆国ユタ州エマリーにあるRockland鉱山よりヒューミックシェール...を採鉱する。」との記載は、誤りとはいえず、産地偽装の違法行為を構成するものではないというべきである。

したがって、甲5文書の前記(ア)の記載及び甲6文書の前記(ア)の記載は、「虚偽の事実」(不正競争防止法2条1項14号)に該当することが認められる。

(ウ) これに対し、被告は、MR社が米国で「THE ROCKLAND MINE」(ロックランド鉱山)を2005年(平成17年)8月に商標登録して、TRC社がその名称を使用することができなくなり、同社が保有する鉱山の名称が「TRC鉱山」に変更されたにもかかわらず、原告が、2008年(平成20年)8月1日付けの通関書類(甲26)で鉱山名の表記を訂正するまでの間、通関書類に「ロックランド鉱山」との誤った記載をしていたことに違いはないのであるから、甲5文書の前記(ア)の記載及び甲6文書の前記(ア)の記載は、虚偽の事実ではない旨主張する。

しかしながら、甲6文書の前記(ア)の記載は、原告がTRC社を営するCとの間で取引を開始した当時から、原告が輸入する植物ミネラルを含有する商品の原料がロックランド鉱山ではなくTRC鉱山から採掘されたものであることを知りながら、通関書類に原料をロックランド鉱山から供給と表記したことが産地偽装に当たることを述べたものであって、MR社が米国で「THE ROCKLAND MINE」の商標の商標登録を受け、TRC社において同社が採掘する鉱山の名称を「TRC鉱山」に変更した後における原告の行為を問題としていることをうかがわせる記載は存在しない。また、甲5文書の前記(ア)の記載は、甲6文書の前記(ア)の記載と併せて読めば、これと同様に、原告がTRC社を営するCとの間で取引を開始した当時から、通関書類に原料をロックランド鉱山から供給と表記したことが産地偽装に当たることを述べたものといえる。

したがって、被告が主張するようにTRC社が採掘する鉱山の名称が「TRC鉱山」に変更された後、原告が2008年(平成20年)8月1日付け製造工程書(甲26)に採掘する鉱山名を「TRC鉱山」と表記するまでの間の通関書類に「ロックランド鉱山」と記載されていたからといって、甲5文書の前記(ア)の記載及び甲6文書の前記(ア)の記載が「虚偽の事実」に該当しないということにはならないから、被告の上記主張は、採用することができない(なお、製造工程書(「製造工程表」)は、商品が成分規格と製造基準を満たしていることの審査のために用いられること(甲33)、そもそも単に鉱山の名称が変更されただけで、TRC社が採掘する鉱山それ自体は何ら変更されていないこと、原告が「ロックランド鉱山」の名称を使用することができなくなった事実を了知してから速やかに通関書類の記載を変更するように対処していること(原告代表者A、弁論の全趣旨)に照らす

ならば、原告が甲26を作成するまでの間の製造工程書に「ロックランド鉱山」と記載していたことが産地偽装を目的としたものであると認めることはできない。)。

他に前記(イ)の認定を覆すに足りる証拠はない。

(エ) 以上によれば、甲5文書の前記(ア)の記載及び甲6文書の前記(ア)の記載が原告の営業上の信用を害する虚偽の事実に当たるとの請求原因イ(イ) b(b)の事実が認められる。

ウ 「ユナイテッドミネラルズ社が保有する鉱山は無価値であること」に係る記載(請求原因イ(イ)c)について

(ア) 甲5文書の1枚目上段の「採掘特許」欄には、「20年前にミラクル・ロック・マイニング&リサーチ社が調査済(評価:価値無し)」との記載がある。

また、甲6文書の3頁22行~27行には、「採掘権(Mining Claim)は、ほとんどの場所で取得でき、重要鉱物の有無には全く関係ありません。採掘確認権(Proven Claim)も個人の主張のみで、その鉱石の有無の信ぴょう性はないのです。採掘特許権(Patented Mining Claim)は合衆国大統領宣誓証言による確かな有用鉱石が存在する証です。ユナイテッド・ミネラル社(ゼネシス代表者代表)は、採掘権を取得したのみです。有用鉱物の証明は何もなされていません。その土地は20年前にミラクル・ロック・マイニング&リサーチ社が調査しヒューミックシェールが存在しないため採掘権すら取らなかった場所です(資料9参照DVD参照)。」との記載がある。

(イ) 甲6文書の前記(ア)の記載は、甲5文書の前記(ア)の記載と併せて読めば、原告の商品の原料を採掘するユナイテッドミネラルズ社が保有する鉱山については、「採掘権」を取得したのみで、有用鉱石が存在する証である「採掘特許権」を取得していないので、その鉱山から有用な鉱物が採掘されているとの証明がされておらず、価値がないという事実を述べたものであって、かかる事実は、原告の商品が有用な鉱物を含有していないことを間接的に表現するものであり、原告の営業上の信用を害するものである。

また、甲5文書の前記(ア)の記載は、甲6文書の前記(ア)の記載と併せて読めば、ユナイテッドミネラルズ社が保有する鉱山は、20年前にミラクル・ロック・マイニング&リサーチ社(MR社)が調査した結果、ヒューミックシェールが存在しなかったものであり、しかも、「採掘特許権」を取得していないので、その鉱山から有用な鉱物が採掘されているとの証明がされておらず、価値がないという事実を述べたものであって、かかる事実は、原告の商品が有用な鉱物を含有していないことを間接的に表現するものであって、原告の営業上の信用を害するものである。

しかるところ、米国政府の土地管理局が発行するパンフレット(甲27の添付資料)によれば、「採掘特許権(「Patented Mining Claim」)」

について、「Patented Mining Claimもしくは、millsiteとは、アメリカ政府がその土地の権利を譲渡し、個人固有の私有地として認めることである。あなたは、土地の権利を譲渡されていなくても、Mining Claim（判決注・採掘権）があれば、鉱物を採掘し、移動することが出来る。しかし、Patented Mining Claimがあると、その土地に存在するすべての鉱物に対する権利が与えられ、ほとんどの場合、その土地の権利も与えられる。」との記載があるが、他方で、上記パンフレットには、「採掘特許権（「Patented Mining Claim」）」が設定されていることがその土地に有用な鉱物が存在することの証であることを説明した記載はなく、また、採掘特許権が設定されていない土地には有用な鉱物が存在しないことを述べた記載もない。

そうすると、甲5文書及び甲6文書の上記記載は、米国の「採掘特許権」が設定されていることが有用な鉱物が存在することの証ではないにもかかわらず、原告が販売する商品の原料を採掘する鉱山（ユナイテッドミネラルズ社が保有する鉱山）につき、米国の「採掘特許権」が設定されていないがゆえに有用な鉱物を含んでいないため、価値がない旨を述べる点で、真実に反するものであり、「虚偽の事実」（不正競争防止法2条1項14号）に該当することが認められる。

(ウ) これに対し、被告は、甲5文書は、MR社の主観的な評価を記載したにすぎない、甲6文書の原告が摘示する記載箇所は、原告の商品の評価に直接関わらない記述であり、この部分が真実であるかどうかは原告の社会的評価に何ら関係しない、「採掘特許権」を設定されていることが、有用な鉱物が存在する証であることは、「Patented Mining Properties」と題されたウェブサイト上の記述（乙8の1, 2）から明らかである旨を主張する。

しかしながら、前記(イ)認定のとおり、甲5文書の前記(ア)の記載は、甲6文書の前記(ア)の記載と併せて読めば、「採掘特許権」を取得していないので、その鉱山から有用な鉱物が採掘されているとの証明がされておらず、価値がないという事実を述べたものであり、それが主観的な評価に基づくものであっても、上記認定を左右するものではない。

また、甲6文書記載の原告が販売する商品の原料を採掘する鉱山に有用な鉱物を含んでいないという事実は、原告の商品が有用な鉱物を含有していないことを間接的に表現するものであって、原告の営業上の信用を害するものであることは、前記(イ)認定のとおりである。

さらに、「Patented Mining Properties」と題されたウェブサイト（乙8の1）には、「Patented Mining Claim」（採掘特許権）を取得するためには、価値ある鉱物はその土地に埋蔵されていることを証明しなければならない旨の記述があるが（訳文・乙8の2）、上記記述を客観的に裏付ける証拠の提出はされていないこと、米国政府の土地管理局が発行する

パンフレット（甲27の添付資料）には、上記記述に沿う記載がないことに照らすならば、上記記述は直ちに措信することができない。また、上記記述は、そもそも「Patented Mining Claim」が設定されていない土地に有用な鉱物が存在しないことを述べたものでもない。

したがって、被告の上記主張は、採用することができない。

他に前記(イ)の認定を覆すに足りる証拠はない。

(エ) 以上によれば、請求原因イ(イ)c(b)の事実は、甲5文書の前記(ア)の記載及び甲6文書の前記(ア)の記載が、ユナイテッドミネラルズ社が保有する鉱山は米国の「採掘特許権」が設定されていないがゆえに、有用な鉱物を含んでいないことを理由に無価値であることを述べている点で、原告の営業上の信用を害する虚偽の事実に当たる旨を主張する限度において、認められる。

エ 「ユナイテッドミネラルズ社が保有する鉱山は十数メートルしか採掘されていないこと」に係る記載（請求原因イ(イ)d）について(ア)甲5文書の1枚目上段の「採掘状況」欄には、「坑内掘り 6年で（高さ2m×幅3m×深さ10数m）程の穴が2つ 6年で約200m³」との記載がある。

また、甲6文書の4頁21行～23行には、「逆にTRC鉱山の採掘量の状況を考えると、わずか10数メートル×2の坑内掘りで8年間の間に、何をどれだけ供給したのでしょうか？」との記載がある。

(イ) 甲6文書の前記(ア)の記載は、原告が販売する商品の原料を採掘する鉱山（TRC鉱山）では、8年間で「10数メートル×2」の坑内掘りしかされていないという事実を述べたものであって、かかる事実は、原告の商品の原料を採掘する鉱山からの植物ミネラルの原料の供給が十分ではなく、原告の商品に植物ミネラルが含有されていない疑いがあることを暗示するものであり、原告の営業上の信用を害するものである。

また、甲5文書の前記(ア)の記載は、甲6文書の前記(ア)の記載と併せて読めば、原告が販売する商品の原料を採掘する鉱山（TRC鉱山）では、6年間で「高さ2m×幅3m×深さ10数m程の穴が2つ」坑内掘りしかされておらず、その採掘量は約200m³であるという事実を述べたものであって、かかる事実は、原告の商品の原料を採掘する鉱山からの植物ミネラルの原料の供給が十分ではなく、原告の商品に植物ミネラルが含有されていない疑いがあることを暗示するものであり、原告の営業上の信用を害するものである。

しかるところ、TRC社がユタ州に提出したミネラルの製造と収入について申告した書面（甲14）によれば、TRC社は、2002年（平成14年）5月1日から同年9月17日までの間に2310トン、同月18日から平成15年1月21日までの間に1560トン、同日から同年12月9日までの間に5235トン、同月10日から平成16年7月26日までの間に3

435トン、同日から同年12月31日までの間に3210トン、平成17年1月1日から同年6月30日までの間に3825トン、同年7月1日から同年12月31日までの間に3435トン、平成18年1月1日から同年6月30日までの間（判決注・同書面には、「From:July 1,2005」、「To:December 31,2005」との記載があるが、「From:July 1,2006」、「To:December 31,2006」の誤記と認める。）に3630トン、同年7月1日から同年12月31日までの間に3306トン、平成19年1月1日から同年6月30日までの間に2094トン、同年7月1日から同年12月31日までの間に1200トン（以上、合計3万3240トン）のヒューミックシェールを採掘及び販売したことが認められること、平成20年10月に原告の商品の原料を採掘するTRC鉱山の坑内の様子を撮影した動画（甲34）によれば、同坑内の奥行きは少なくとも20メートル以上であることが目視で確認できるほか、採掘の進行状況を記した地図が示されていることが認められる。

上記及びに照らすならば、TRC社は、原告の商品の原料を採掘するTRC鉱山（旧名称・ロックランド鉱山）では、平成14年5月1日から平成19年12月31日までの5年8か月の間に合計3万3240トンが採掘されており、その坑内堀の状況は、「高さ2m×幅3m×深さ10数m」よりもはるかに大規模であったというべきであるから、甲5文書の前記(ア)の記載及び甲6文書の前記(ア)の記載は、真実に反するものであり、「虚偽の事実」（不正競争防止法2条1項14号）に該当することが認められる。

(ウ) これに対し被告は、平成14年ころから、何回もTRC鉱山を訪れていたが、採掘口は2箇所、採掘状況は入り口からわずか十数メートルの場所までしか目視できなかったのであるから（乙6）、TRC鉱山の採掘状況に関する甲5文書の前記(ア)の記載及び甲6文書の前記(ア)の記載は、虚偽の事実ではない旨主張する。

しかしながら、前記(イ)及びに照らし、被告の上記主張は、採用することができない。

他に前記(イ)の認定を覆すに足る証拠はない。

(エ) 以上によれば、甲5文書の前記(ア)の記載及び甲6文書の前記(ア)の記載が原告の営業上の信用を害する虚偽の事実当たるとの請求原因イ(イ)d(b)の事実が認められる。

オ 「ユナイテッドミネラルズ社は冷水処理をしていないこと」に係る記載（請求原因イ(イ)e）について

(ア) 甲2文書の1枚目24行～25行には、「現在ではTRC鉱山の採掘量から冷水処理が本当になされているのか不信を抱いています。」との記載が、また、甲2文書の2枚目6行～8行には、「さらに調べ、また最近の貴殿の様々な発言により、現在のゼネシス商品は、いったい、いつ？どこで？

何から作られた何なのか？何を混ぜているのか？貴殿自体責任あるものとしてどこまで把握しているのか？非常に不明瞭であり大きな不信になりました。」との記載がある。

甲5文書の1枚目下段には、「ロックランド鉱山」の「抽出方法」欄に「冷水抽出方法」,「TRC鉱山」の「抽出方法」欄に「？」との記載がある。

甲6文書の3頁34行～4頁5行には、「本当にミネラルが冷水処理で抽出できるのでしょうか？誰か確認しているのでしょうか？...本当にTRC鉱山からとった素材で液体ミネラルは冷水で抽出できるのでしょうか？謎は深まるばかりです。」との記載がある。

(イ) 甲2文書の前記(ア)の記載は、ユナイテッドミネラルズ社が採掘するTRC鉱山の採掘量からみて冷水処理がされていることに不信を抱いていること、甲6文書の前記(ア)の記載は、TRC鉱山からとった素材で植物ミネラルが冷水で抽出できるのか疑問であること、甲5文書の前記(ア)の記載は、甲6文書の前記(ア)の記載及び甲2文書の前記(ア)の記載と併せて読めば、TRC鉱山で冷水処理により植物ミネラルが抽出されているのか疑問であることをそれぞれ述べたものである。

しかるところ、本件各文書の前記(ア)の各記載は、これらを併せて読んでも、具体的な根拠又は事実を指摘するなどしてユナイテッドミネラルズ社がTRC鉱山で植物ミネラルの抽出に当たり冷水処理を行っていないとの事実を述べたものとはまではいえず、一般的な疑問を呈したにとどまるものといえる。

この点に関し、原告は、本件各文書の前記(ア)の各記載は、原告の商品の製造元(供給元)のロックランド社(TRC社)又はユナイテッドミネラルズ社が保有する鉱山の採掘量が少ないという根拠のない憶測をもとに、より少ないヒューミックシェールで多くのミネラルを抽出するためには、原告において薬品を使用した抽出方法を用いたに違いないという憶測を重ねた結果として、「冷水処理が本当になされているのか」という誤った疑問を呈したものと考えられる旨を主張する。

しかしながら、本件各文書の前記(ア)の各記載中に、原告が主張するような原告において薬品を使用した抽出方法を用いたに違いないなどといった具体的な憶測と結びつけた記述は存在しないし、また、「冷水処理が本当になされているのか」といった一般的な疑問を表明したからといって、冷水処理がされていないことを断定的に述べたものとは認められない。

したがって、本件各文書の前記(ア)の各記載が、ユナイテッドミネラルズ社は冷水処理をしていないことを述べたものであることを前提に、原告の営業上の信用を害する虚偽の事実当たるとの原告の主張(請求原因イ(イ)e(b))は、その前提を欠くものとして、理由がない。

(3) まとめ

以上によれば、請求原因イ(イ)aないしdの事実が認められるが、同eの事

実は認められない。

そうすると、請求原因イ(イ) aないし dの事実との関係では、被告が甲5文書及び甲6文書を併せて原告の会員に交付した行為は、原告の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知又は流布（不正競争防止法2条1項14号の不正競争行為）に該当するというべきである。

2 被告の損害賠償責任の有無（請求原因ウ関係）

(1) 被告が請求原因イ(イ) aないし dに係る不正競争行為を行ったことは、前記1(3)認定のとおりである。

しかるところ、被告が、原告がTRC社から植物ミネラルを含有する商品を輸入し、これを原告の会員に販売する連鎖販売取引を開始した平成14年当時から原告の副社長に就任し、平成19年8月に退任するまでの間、原告の営業責任者として、原告の会員の獲得、育成等のために、全国各地で、原告の商品、報酬制度の説明などを行っていたこと（前記1(1)イ、キ(ア)）に照らすならば、被告においては、原告が保健所から商品の販売停止処分又は回収命令（回収指示）があった事実を隠蔽した事実がなかったことや、TRC社が採掘する鉱山の名称が「ロックランド鉱山」であったのが、TRC社とMR社との和解を経て、「TRC鉱山」に変更した経緯を知っていたとみるのが自然であること、被告の供述によると、甲5文書における「20年前にミラクル・ロック・マイニング&リサーチ社が調査済（評価：価値無し）」との記載は、被告が、平成20年夏ころ、植物ミネラルについての調査をするために渡米した際に、MR社のDと面会し、Dから受けた説明を基に記載したというものであるが、被告においては、上記記載に客観的な裏付けがあるかどうかについて調査確認しておらず、原告の商品の原料を採掘及び抽出していたTRC社と競争関係にあるMR社のDから伝え聞いた話をそのまま鵜呑みにして記載しているといわざるを得ないこと、被告の供述によると、被告自ら原告の商品の原料を採掘する鉱山を何度も訪れて実際に現地を見ていたというのであるから、その採掘状況を、原告の副社長であった被告が、自ら確認したり、現地の作業員に問い合わせるなどして確認することが容易であったというべきであるにもかかわらず、そのような確認作業を行うことなく、ユナイテッドミネラルズ社が保有する鉱山は十数メートルしか坑内掘がされていない旨を甲5文書及び甲6文書に記載していること、被告は、原告の副社長を退任し、原告と被告間のコンサルタント契約を解除した後も、原告から、被告の下位会員の購入実績等に応じてボーナスの支給を受けていたところ、平成21年1月22日、原告代表者Aから、上記ボーナスの支給を停止する旨の書簡の送付を受けた後に、本件各文書を作成し、数名の原告の上位ランクの会員に配布し、説明しているが、その当時被告は、MR社との間で同社から植物ミネラルを含有する商品を輸入し、これを日本国内で販売をする取引を開始する交渉をしていたLEJの取締役役に就任して間もなかったこと（前記1(1)キ(ア)、ク、ケ(ア)）、甲5文

書及び甲6文書の具体的な記載内容（前記1(2)ア(ア), イ(ア), ウ(ア), エ(ア)）からすると、被告においては、原告の会員をL E Jのために奪うことを意図して、甲5文書及び甲6文書を作成し、これを数名の原告の上位ランクの会員に配布したものがわかること、以上 ないし の事情に鑑みると、被告においては、上記不正競争行為について、故意又は少なくとも過失があるものと認められる。

これに反する被告の主張は、採用することができない。

(2) そして、被告は、前記1の不正競争行為によって原告の信用を毀損し、その営業上の利益を侵害したものであるから、原告に対し、不正競争防止法4条に基づく損害賠償義務を負うというべきである。

したがって、請求原因ウの事実が認められる。

3 原告の損害（請求原因エ関係）について

(1) 信用毀損による損害

被告の不正競争行為の具体的な態様（前記1）及びその主観的な意図（前記2）、被告が、かつて原告の副社長の立場にあったことから、その言動が原告の会員に与える影響が大きかったこと（証人E、弁論の全趣旨）、被告自身が、その本人尋問の際に、被告の勧誘行為によって、原告からL E Jへ移った会員が少なくとも「10人以上はいると思います。…100人いるのかどうかという範疇内は、分からないですね。」と供述しているとおり、被告の行為によって実際に原告の会員を辞めた者が相当数存在すること、その他本件に現れた諸般の事情に鑑みると、被告の上記不正競争行為により原告が被った信用毀損を慰謝するための慰謝料は、200万円と認めるのが相当である。

(2) 弁護士費用

本件事案の性質・内容、本件訴訟に至る経過、本件審理の経過等諸般の事情に鑑みれば、被告の不正競争行為と相当因果関係のある原告の弁護士費用相当額の損害額は、20万円と認めるのが相当である。

(3) まとめ

以上によれば、原告は、被告に対し、不正競争防止法4条に基づく損害賠償として220万円（前記(1)と(2)の合計額）及びこれに対する訴状送達の日翌日であることが記録上明らかな平成21年11月27日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができるものというべきである。

4 結論

以上の次第であるから、原告の請求は、被告に対し、別紙目録記載の1ないし4に係る事実（ただし、同目録記載の3については、「ユナイテッドミネラルズ社が保有する鉱山は、米国の「採掘特許権（Patented Mining Claim）」が設定されていないがゆえに有用な鉱物を含んでおらず、無価値である」という事実）を文書、口頭又は通信により第三者に告知又は流布することの差止め並

びに220万円及びこれに対する平成21年11月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるから、その限度で認容することとし、その余は理由がないから、いずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 不競法2条1項14号に該当するような不正競争行為を行う者はライバル会社であることが多いが、本件の場合にあっては、被告は原告会社の元社員であった。ということは、本件の場合、共に健康食品を取扱っていることから、被告がよく知っている原告の顧客先に対し、原告が扱っている健康食品について虚偽の事実を告知したり流布したりしたことから、原告が被告に対し不正競争行為の差止めを求めるとともに損害賠償を求めたのである。

2. 不競法2条1項14号の不正競争行為の成否

裁判所は、被告が原告の一部会員に対し、原告は保健所からの汚染商品の回収指示に従わずに販売を続けたという事実を告知した文書を頒布したことは、原告の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知に当たると認定した。

また裁判所は、原告が頒布した別の文書で米国ユタ州の鉱山から採掘したと記載したことは誤りではないから、産地偽装の違法行為を構成するものではないと認定した。

ところで、裁判所はまた、被告は、原告の取引先である米国会社が米国の「採掘特許権(Patented Mining Claim)」を設定していないことを理由に有用な鉱物を含んでいない無価値のものであると文書で述べていることは、原告の営業上の信用を害する虚偽の事実にあたると認定した。

3. 被告の損害賠償責任の有無

これについて裁判所は、被告においては、原告の会員を奪うことを意図して2つの文書を作成し、原告の上位ランクの会員に配布したとうかがわれるから、被告には故意又は少なくとも過失があると認定した。これによって、被告は、原告の信用を毀損し、営業上の利益を侵害したといえるからとして、原告は不競法4条に基く損害賠償義務を負うべきであると認定した。

4. 原告の損害

損害額については2つあり、信用毀損による損害と弁護士費用とについてであり、前者は慰謝料として200万円と認定し、後者はその10%の20万円と認定した。

しかし、この200万円は慰謝料という名目になっているから、特に不競法5条各項の規定に基いて算定されたものではなく、感情的な算定ともいえるも

のであろう。

したがって、この損害賠償額が妥当な金額といえるか否かは不明であり、裁判所の裁量ということになるのだろう。

〔牛木 理一〕

(別紙)

目 録

- 1 原告が保健所から商品の回収命令があった事実を隠蔽したこと
- 2 原告が通関書類において商品の原料の産地を偽装したこと
- 3 ユナイテッドミネラルズ社が保有する鉱山は無価値であること
- 4 ユナイテッドミネラルズ社が保有する鉱山は十数メートルしか採掘されて
いないこと
- 5 ユナイテッドミネラルズ社は冷水処理をしていないこと